

# 令和7年度第1回 利根町下水道事業運営協議会

## 下水道使用料適正化

令和7年8月8日

# 目次

## 1 経営戦略について

- 1-1 経営戦略の策定方針
- 1-2 下水道事業の現状と課題
- 1-3 将来人口と使用料収入の見通し
- 1-4 経営の基本方針
- 1-5 投資・財政計画

## 2 使用料体系について

- 2-1 下水道事業経営の原則
- 2-2 現行の使用料体系
- 2-3 使用料体系の種類
- 2-4 県内自治体における使用料体系
- 2-5 近隣団体及び類似団体における使用料体系
- 2-6 その他参考団体における使用料体系
- 2-7 近隣団体との使用料比較
- 2-8 類似団体との使用料比較
- 2-9 その他参考団体との使用料比較
- 2-10 茨城県内における使用料比較

## 3 使用料適正化の方向性について

- 3-1 下水道使用料体系見直しの方向性（国土交通省通知）
- 3-2 使用料適正化の方向性
- 3-3 使用料改定の算定期間
- 3-4 使用料適正化にあたっての留意事項
- 3-5 下水道使用料対象経費
- 3-6 使用水量区分ごとの使用者分布
- 3-7 使用料適正化に向けたスケジュール

# 1 経営戦略について

## 1-1 経営戦略の策定方針

### (1) 経営戦略策定の趣旨

- 下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増しています。
- このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、**経営戦略の策定**に取り組むことが求められています。
- 本町においては、令和2（2020）年3月に「利根町公共下水道事業経営戦略」を策定しましたが、これまでの取組を評価するとともに、人口減少や物価上昇等の社会情勢の変化に伴う見直し等も踏まえた実効性のある計画とするため、令和7（2024）年3月に経営戦略の見直しを行いました。

### (2) 経営戦略策定のイメージ

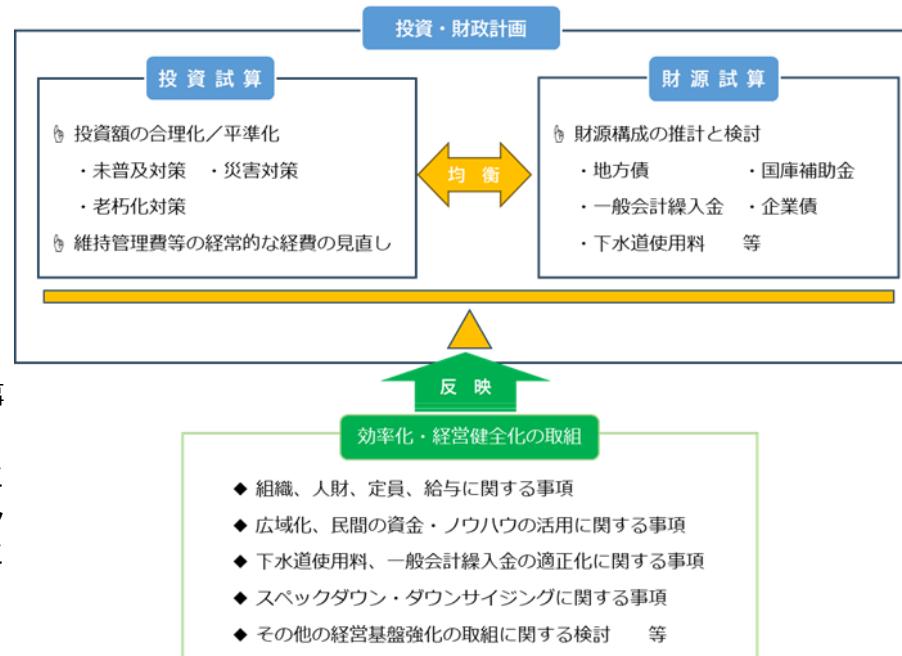
将来に渡って安定的かつ効率的に運営し続けるために、**「投資」と「財政」**の両面から今後の経営の方向性を明らかにし、経営基盤の強化を図ることが、経営戦略の策定目的です。

### (3) 計画の位置づけ

最上位計画の「第5次利根町総合振興計画」や「公共施設等総合管理計画」との整合性を図るとともに、下水道事業で策定した「利根町下水道ストックマネジメント計画」の内容を反映し、財政的な裏付けのもと実現可能な計画として結びつけながら、**将来にわたり安定的に事業を継続していくための収支均衡を図る中長期的な経営の基本計画**となります。

### (4) 計画期間

- **計画期間**：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度（10年間）
- **試算期間**：令和7（2025）年度から令和36（2054）年度（30年間）



# 1 経営戦略について

## 1-2 下水道事業の現状と課題

### 【利根町下水道事業の概要】

区分	項目	単位	
供用開始年度		昭和52年度	
計画値	全体計画人口	人	15,798
	全体計画面積	ha	805
令和5（2023）年度未現状値			
	行政区域内人口	人	15,271
	処理区域内人口	人	13,496
	水洗化人口	人	13,169
	行政区域面積	ha	2,486
	処理区域面積	ha	393
	普及率	%	88.4%
	水洗化率	%	97.6%

### 【前回計画と実績の比較】

項目	単位	令和5（2023）年度		
		実績	前回計画時見込み	差異
経費回収率	%	87.8%	89.9%	-2.1%
使用料単価	円	131.68	129.43	2
汚水処理原価	円	150.00	143.95	6
水洗化率	%	97.6%	97.8%	-0.2%
地方債残高	千円	519,006	538,406	-19,400
一般会計繰入金	千円	42,788	77,926	-35,138

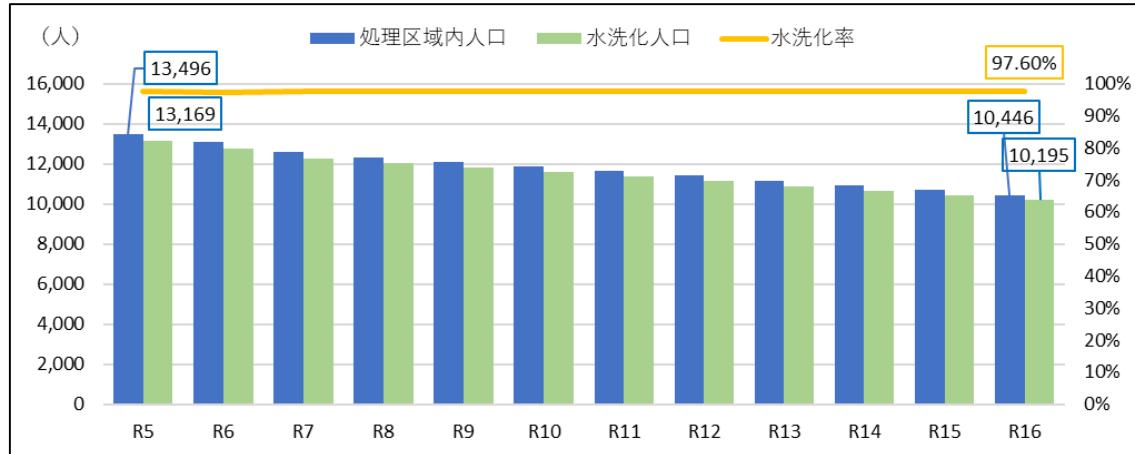
\* 経費回収率 … 使用料で回収すべき経費を、どの程度貯えているかを表した指標

- 行政区域内人口のうち、公共下水道の処理区域内人口の割合である普及率は88.4%、処理区域内人口のうち、実際に公共下水道へ接続して汚水処理している人口の割合である水洗化率は97.6%となっています。
- 経費回収率が100%を下回る状況が続き、汚水処理費を貯えていないため、汚水処理費の抑制を図りつつ、適正な使用料金の検討を行い、収入と支出のバランスを均衡させる必要があります。
- 今後施設の老朽化に伴い改築や更新の費用も増加していくため、改築・更新に備えた財源を安定的に確保するとともに、特定の時期に更新が集中しないようストックマネジメントの考え方に基づく投資を実施していく必要があります。

# 1 経営戦略について

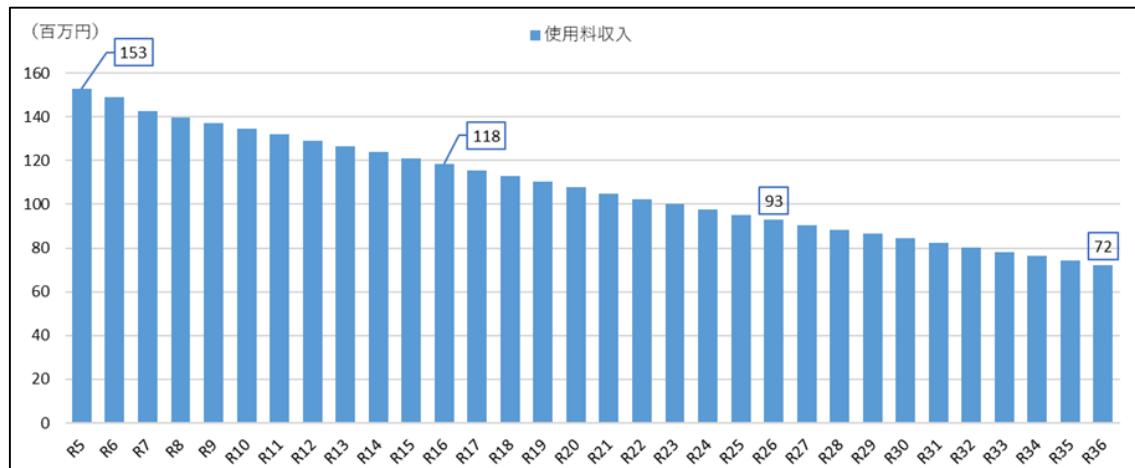
## 1-3 将来人口と使用料収入の見通し

### ■ 处理区域内人口・水洗化率



- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町の行政区域内人口は年々減少し、令和16（2034）年度には令和5（2023）年度から約3千人減少し11,820人、30年後の令和36（2054）年度には7,209人と約半減となる見通しです。
- 本町の水洗化率は高い値を示していますが、人口の減少の影響を受け、処理区域内人口及び水洗化人口も同様に減少する見通しです。

### ■ 使用料収入（税抜）



- 年間有収水量も水洗化人口に連動し減少し、令和16（2034）年度には、令和5（2023）年度に対して約77%まで減少する見通しです。
- 年間有収水量の減少に伴い、使用料収入（税抜）も年々減少し、令和16（2034）年度は、118百万円、令和36（2054）年度には72百万円となる見通しです。

# 1 経営戦略について

## 1-4 経営の基本方針

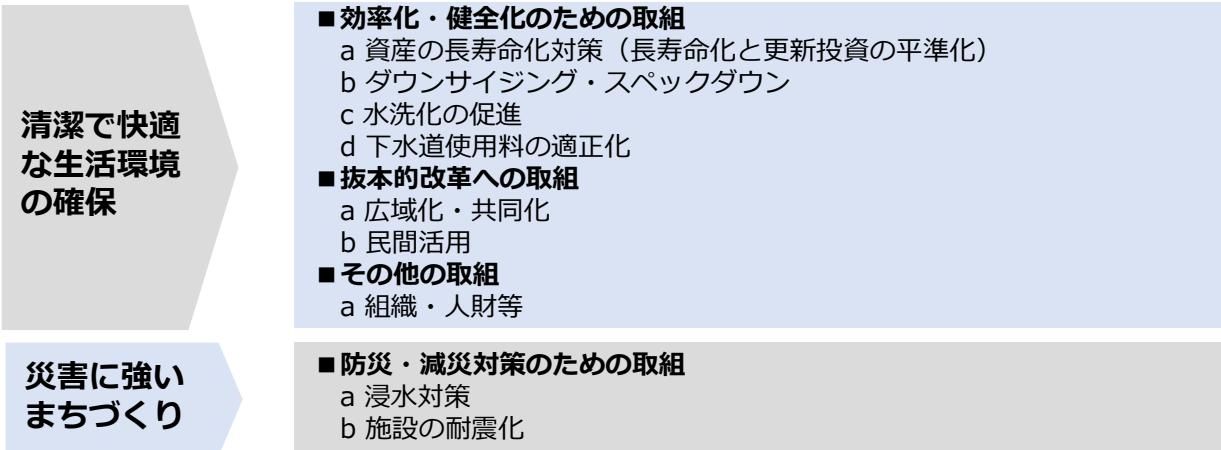
### (1) 基本理念

未来につなぐ安心・安全な下水道

### (2) 基本方針

清潔で快適な生活環境の確保・災害に強いまちづくり

### (3) 基本方針を達成するための取組とロードマップ



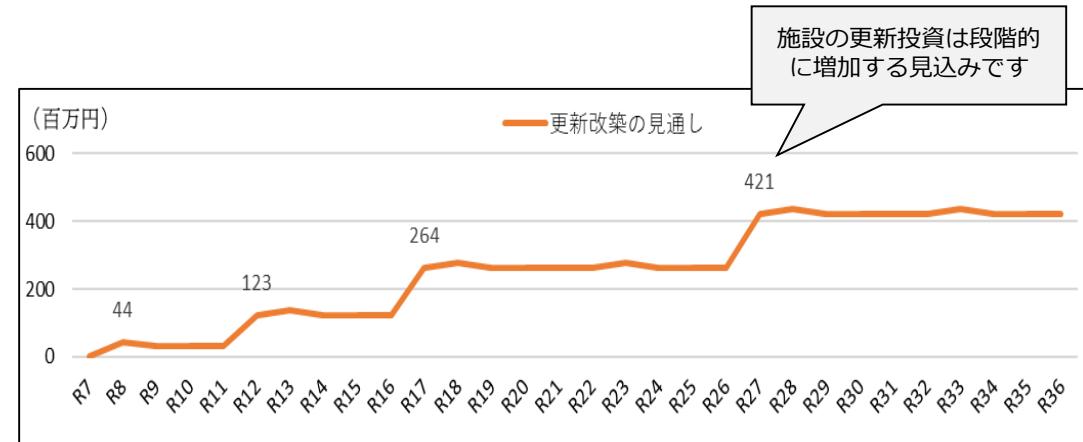
取組内容	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年	2032 令和14年	2033 令和15年	2034 令和16年
ストックマネジメント計画策定					▶					▶
下水道使用料適正化検討	▶					▶				
ウォーターPPP		調査・検討	公募	開始						
内水ハザードマップ	▶	公表								
経営戦略改定				▶						▶

# 1 経営戦略について

## 1-5 投資・財政計画

### (1) 投資計画

- 供用開始から50年以上経過し法定耐用年数を迎える管渠が増加することから、今後の投資の中心は、更新投資となります。
- ストックマネジメントの考え方に基づき、特定の年度に更新投資費用が集中しないよう平準化と、ダウンサイジング等による更新投資費用の抑制に努めます。



### (2) 財政計画の目標

- 安定した経営のため、**経常収支比率100%以上**を維持します。
- 投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努めます。

### (3) 収支計画

(百万円)

年度	R7	R8	R9	R10	R11 (中間)	R12	R13	R14	R15	R16 (10年目)
収益的収入	664	639	624	563	569	507	483	449	434	438
収益的支出	663	637	622	560	566	504	480	447	433	433
当年度純利益	1	1	3	3	3	3	3	2	1	5
資本的収入	53	42	60	40	58	91	101	80	100	79
資本的支出	97	90	104	77	95	178	179	156	171	147

## 2 使用料体系について

### 2-1 下水道事業経営の原則

#### 独立採算制の原則

事業に伴う収入（下水道使用料）によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「**独立採算制の原則**」が適用されます。

#### 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業における経費負担区分の基本前提として、雨水処理は公費、汚水処理は私費という「**雨水公費・汚水私費の原則**」があり、雨水処理に要する経費など、公費（一般会計負担金：税金）で負担すべき経費は、国により「**繰出基準（基準内繰出）**」として定められています。

#### 受益者負担の原則

汚水処理に要する経費は、下水道使用料で賄うことが原則です。これは、汚水を排除する人（原因者）が特定されていることや、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人（受益者）が特定されているため、利益を受けている人が経費を負担するという「**受益者負担の原則**」の考え方によるものです。

## 2 使用料体系について

### 2-2 現行の使用料体系

- 使用料体系とは料金表であり、排水量が異なる個別の使用者の負担額を決定する方法のことです。
- 本町の下水道使用料体系は、使用量（排水量）の多寡にかかわらず、単価を均一とした**単一型従量使用料制**を採用しています。
- 平成9年9月改定以降、使用料改定は実施しておりません。
- 井戸水の使用については認定水量制を採用し、井戸水のみの場合は一人当たり1か月6m<sup>3</sup>、併用使用時は一人当たり1か月6m<sup>3</sup>の井戸の認定水量と水道使用水量を比較して多い方を使用量としています。

#### 下水道使用料の算出方法（1か月当たり・税抜）

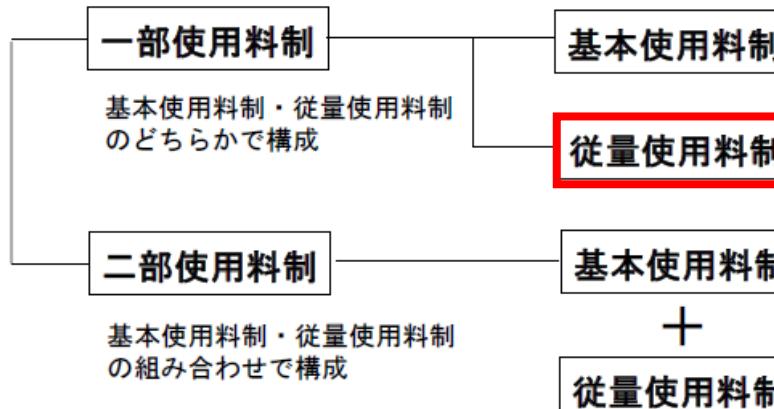
$$\text{下水道使用料} = \text{水道水使用水量} \times 120\text{円} / \text{m}^3$$

#### （算出例）

- 10m<sup>3</sup> 使用した場合 … 10m<sup>3</sup> × 120円 = 1,200円 (税込 1,320円)
- 20m<sup>3</sup> 使用した場合 … 20m<sup>3</sup> × 120円 = 2,400円 (税込 2,640円)
- 50m<sup>3</sup> 使用した場合 … 50m<sup>3</sup> × 120円 = 6,000円 (税込 6,600円)
- 100m<sup>3</sup> 使用した場合 … 100m<sup>3</sup> × 120円 = 12,000円 (税込13,200円)

## 2 使用料体系について

### 2-3 使用料体系の種類



(例 定額使用料制 等)

(例 水道料金比例制 等)

現在の利根町の  
使用料体系

※他に以下の組み合わせもある

累進使用料制

・大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系

水質使用料制

・排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の排水を排出する使用者に賦課するもので、従量使用料に上乗せして徴収するもの

用途別使用料制

(例 公衆浴場用、公設プール用、工業用 等)

(出典) 国土交通省資料『下水道使用料の算定』

## 2 使用料体系について

### 2-4 県内自治体における使用料体系

※ 1自治体内で使用料体系が異なる場合には分けて集計  
※ 工業団地等を主対象にした公共下水道は除く

使用料体系		団体数	団体名
一部使用料制	基本使用料制	0	
	従量使用料制	1	利根町
二部使用料制	基本使用料制 + 従量使用料制	基本水量なし	5 守谷市、小美玉市、取手地方広域下水道組合、 つくば市、つくばみらい市
		基本水量あり	39 ■近隣団体（霞ヶ浦常南流域下水道） 龍ヶ崎市、牛久市、稻敷市、河内町 ■類似団体 結城市、常陸太田市、かすみがうら市、 東海村、五霞町

#### （従量使用料制の区分）

使用料体系		団体数	団体名
均一型使用料制	使用料単価が均一の使用料体系	2	利根町（120円）、行方市（170円）
累進使用料制	使用量の増加に応じて使用料単価が 高くなる使用料体系	43	上記以外



当町は、県内で**一部使用料制**を採用している唯一の団体であり、  
従量使用料についても、**均一型使用料制**を採用している数少ない団体となっています。

## 2 使用料体系について

### 2-5 近隣団体及び類似団体における使用料体系

#### ■近隣団体（霞ヶ浦常南流域下水道）

##### ■利根町（平成9年9月）

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	0円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 120円

##### ■龍ヶ崎市（令和2年4月）

基本水量	7m <sup>3</sup>
基本使用料	900円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	7m <sup>3</sup> ～ 130円
	20m <sup>3</sup> ～ 140円
	30m <sup>3</sup> ～ 155円
	50m <sup>3</sup> ～ 175円
	70m <sup>3</sup> ～ 190円
	100m <sup>3</sup> ～ 215円
	500m <sup>3</sup> ～ 220円
	1000m <sup>3</sup> ～ 225円
	5000m <sup>3</sup> ～ 230円

##### ■牛久市（令和6年4月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 127円
	20m <sup>3</sup> ～ 140円
	30m <sup>3</sup> ～ 153円
	50m <sup>3</sup> ～ 166円
	70m <sup>3</sup> ～ 181円
	100m <sup>3</sup> ～ 181円
	200m <sup>3</sup> ～ 196円

##### ■つくば市（平成18年8月）

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	250円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 130円
	20m <sup>3</sup> ～ 140円
	100m <sup>3</sup> ～ 150円

##### ■稻敷市（平成20年4月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 130円
	30m <sup>3</sup> ～ 140円
	50m <sup>3</sup> ～ 150円
	100m <sup>3</sup> ～ 160円

##### ■河内町（平成4年12月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 130円
	20m <sup>3</sup> ～ 140円
	30m <sup>3</sup> ～ 150円
	50m <sup>3</sup> ～ 160円
	100m <sup>3</sup> ～ 170円

#### ■類似団体（茨城県内）

##### ■結城市（平成17年10月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,500円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 160円
	20m <sup>3</sup> ～ 170円
	30m <sup>3</sup> ～ 180円
	50m <sup>3</sup> ～ 190円
	100m <sup>3</sup> ～ 200円

##### ■常陸太田市（平成2年4月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,200円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 120円
	20m <sup>3</sup> ～ 130円
	50m <sup>3</sup> ～ 140円
	100m <sup>3</sup> ～ 150円

##### ■かすみがうら市（平成18年6月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,100円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 120円
	20m <sup>3</sup> ～ 130円
	30m <sup>3</sup> ～ 140円
	50m <sup>3</sup> ～ 150円
	100m <sup>3</sup> ～ 160円
	500m <sup>3</sup> ～ 170円
	1000m <sup>3</sup> ～ 180円

##### ■つくばみらい市（平成20年4月）

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	500円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 70円
	10m <sup>3</sup> ～ 130円
	20m <sup>3</sup> ～ 140円
	30m <sup>3</sup> ～ 150円
	50m <sup>3</sup> ～ 160円
	100m <sup>3</sup> ～ 170円

##### ■東海村（昭和63年12月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,100円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 130円
	30m <sup>3</sup> ～ 140円
	50m <sup>3</sup> ～ 150円
	100m <sup>3</sup> ～ 160円

##### ■五霞町（平成元年4月）

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 140円
	20m <sup>3</sup> ～ 150円
	30m <sup>3</sup> ～ 160円
	40m <sup>3</sup> ～ 170円

※ 令和7年6月1日現在

※ 団体名右の（ ）は現行使用料の施行年月

## 2 使用料体系について

### 2-6 その他参考団体における使用料体系

#### ■基本水量を設定していない団体

##### ■守谷市 (令和元年10月)

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	466円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 46円
	10m <sup>3</sup> ～ 106円
	20m <sup>3</sup> ～ 135円
	50m <sup>3</sup> ～ 144円
	100m <sup>3</sup> ～ 152円

##### ■小美玉市 (平成21年2月)

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	900円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 40円
	10m <sup>3</sup> ～ 150円
	20m <sup>3</sup> ～ 170円
	40m <sup>3</sup> ～ 190円

##### ■取手地方広域下水道組合 (令和6年4月)

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	500円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 110円
	10m <sup>3</sup> ～ 140円
	20m <sup>3</sup> ～ 160円
	30m <sup>3</sup> ～ 170円
	50m <sup>3</sup> ～ 180円
	100m <sup>3</sup> ～ 190円
	200m <sup>3</sup> ～ 200円

※ 令和7年6月1日現在

※ 団体名右の( )は現行使用料の施行年月

##### ■つくば市 (平成18年8月) (再掲)

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	250円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 130円
	20m <sup>3</sup> ～ 140円
	100m <sup>3</sup> ～ 150円

##### ■つくばみらい市 (平成20年4月) (再掲)

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	500円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 70円
	10m <sup>3</sup> ～ 130円
	20m <sup>3</sup> ～ 140円
	30m <sup>3</sup> ～ 150円
	50m <sup>3</sup> ～ 160円
	100m <sup>3</sup> ～ 170円

#### ■当町以外で均一型使用料制を採用している団体

##### ■行方市 (平成8年12月)

基本水量	10m <sup>3</sup>
基本使用料	1,600円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	10m <sup>3</sup> ～ 170円

##### 【当町との比較】

- ← 基本水量を設定 (10m<sup>3</sup>)
- ← 基本使用料を設定
- ← 従量使用料は10m<sup>3</sup>～

##### ■利根町 (平成9年9月)

基本水量	0m <sup>3</sup>
基本使用料	0円
水量区分(1カ月)	1m <sup>3</sup> あたり
従量使用料	1m <sup>3</sup> ～ 120円

## 2 使用料体系について

### 2-7 近隣団体との使用料比較

※令和7年6月1日現在

#### ■ 水量別使用料比較（1カ月あたり・税抜・円）

低 << >> 高

	利根町	龍ヶ崎市	牛久市	つくば市	稲敷市	河内町
住民基本台帳人口 (R7.1.1)	15,498人	74,917人	83,820人	259,000人	37,012人	7,791人
基本水量	0m <sup>3</sup>	7m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
基本使用料	0	900	1,300	250	1,300	1,300
5m <sup>3</sup>	600	900	1,300	900	1,300	1,300
10m <sup>3</sup>	1,200	1,290	1,300	1,550	1,300	1,300
20m <sup>3</sup>	2,400	2,590	2,570	2,850	2,600	2,600
30m <sup>3</sup>	3,600	3,990	3,970	4,250	3,900	4,000
50m <sup>3</sup>	6,000	7,090	7,030	7,050	6,700	7,000
100m <sup>3</sup>	12,000	16,290	15,330	14,050	14,200	15,000
300m <sup>3</sup>	36,000	59,290	53,030	44,050	46,200	49,000
500m <sup>3</sup>	60,000	102,290	92,230	74,050	78,200	83,000

近隣団体と比べると、当町はいずれの水量段階においても他団体と比べて使用料が低くなっています。主な特徴としては以下が挙げられます。

- **基本使用料制・基本水量制**を採用していないため、他団体と比べて10m<sup>3</sup>未満の使用料が低い
- **均一型使用料制**を採用しており、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くならないため、使用水量が多いほど、他団体（累進使用料制）と比べて使用料が低い

## 2 使用料体系について

### 2-8 類似団体との使用料比較

※令和7年6月1日現在

#### ■ 水量別使用料比較（1カ月あたり・税抜・円）

低	<<	>>	高
---	----	----	---

	利根町	結城市	常陸太田市	かすみがうら市	つくばみらい市	東海村	五霞町
住民基本台帳人口 (R7.1.1)	15,498人	49,528人	46,390人	39,893人	53,503人	38,151人	7,933人
基本水量	0m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
基本使用料	0	1,500	1,200	1,100	500	1,100	1,300
5m <sup>3</sup>	600	1,500	1,200	1,100	850	1,100	1,300
10m <sup>3</sup>	1,200	1,500	1,200	1,100	1,200	1,100	1,300
20m <sup>3</sup>	2,400	3,100	2,400	2,300	2,500	2,400	2,700
30m <sup>3</sup>	3,600	4,800	3,700	3,600	3,900	3,700	4,200
50m <sup>3</sup>	6,000	8,400	6,300	6,400	6,900	6,500	7,500
100m <sup>3</sup>	12,000	17,900	13,300	13,900	14,900	14,000	16,000
300m <sup>3</sup>	36,000	57,900	43,300	45,900	48,900	46,000	50,000
500m <sup>3</sup>	60,000	97,900	73,300	77,900	82,900	78,000	84,000

- 類似団体と比べると、10m<sup>3</sup>・20m<sup>3</sup>の使用料は平均的ですが、**基本使用料制・基本水量制**を採用していないため、10m<sup>3</sup>未満の使用料が低くなっています。
- また、**均一型使用料制**を採用しており、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くならないため、使用水量が多いほど、他団体（累進使用料制）と比べて使用料が低くなっています。

## 2 使用料体系について

### 2-9 その他参考団体との使用料比較

※令和7年6月1日現在

#### ■ 水量別使用料比較（1ヶ月あたり・税抜・円）

	利根町	守谷市	小美玉市	取手地方広域下水道組合	つくば市（再掲）	つくばみらい市（再掲）	行方市
住民基本台帳人口（R7.1.1）	15,498人	70,900人	48,482人	159,375人	259,000人	53,503人	31,873人
基本水量	0m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>					
基本使用料	0	466	900	500	250	500	1,600
5m <sup>3</sup>	600	696	1,100	1,050	900	850	1,600
10m <sup>3</sup>	1,200	926	1,300	1,600	1,550	1,200	1,600
20m <sup>3</sup>	2,400	1,986	2,800	3,000	2,850	2,500	3,300
30m <sup>3</sup>	3,600	3,336	4,500	4,600	4,250	3,900	5,000
50m <sup>3</sup>	6,000	6,036	8,100	8,000	7,050	6,900	8,400
100m <sup>3</sup>	12,000	13,236	17,600	17,000	14,050	14,900	16,900
300m <sup>3</sup>	36,000	43,636	55,600	56,000	44,050	48,900	50,900
500m <sup>3</sup>	60,000	74,036	93,600	96,000	74,050	82,900	84,900

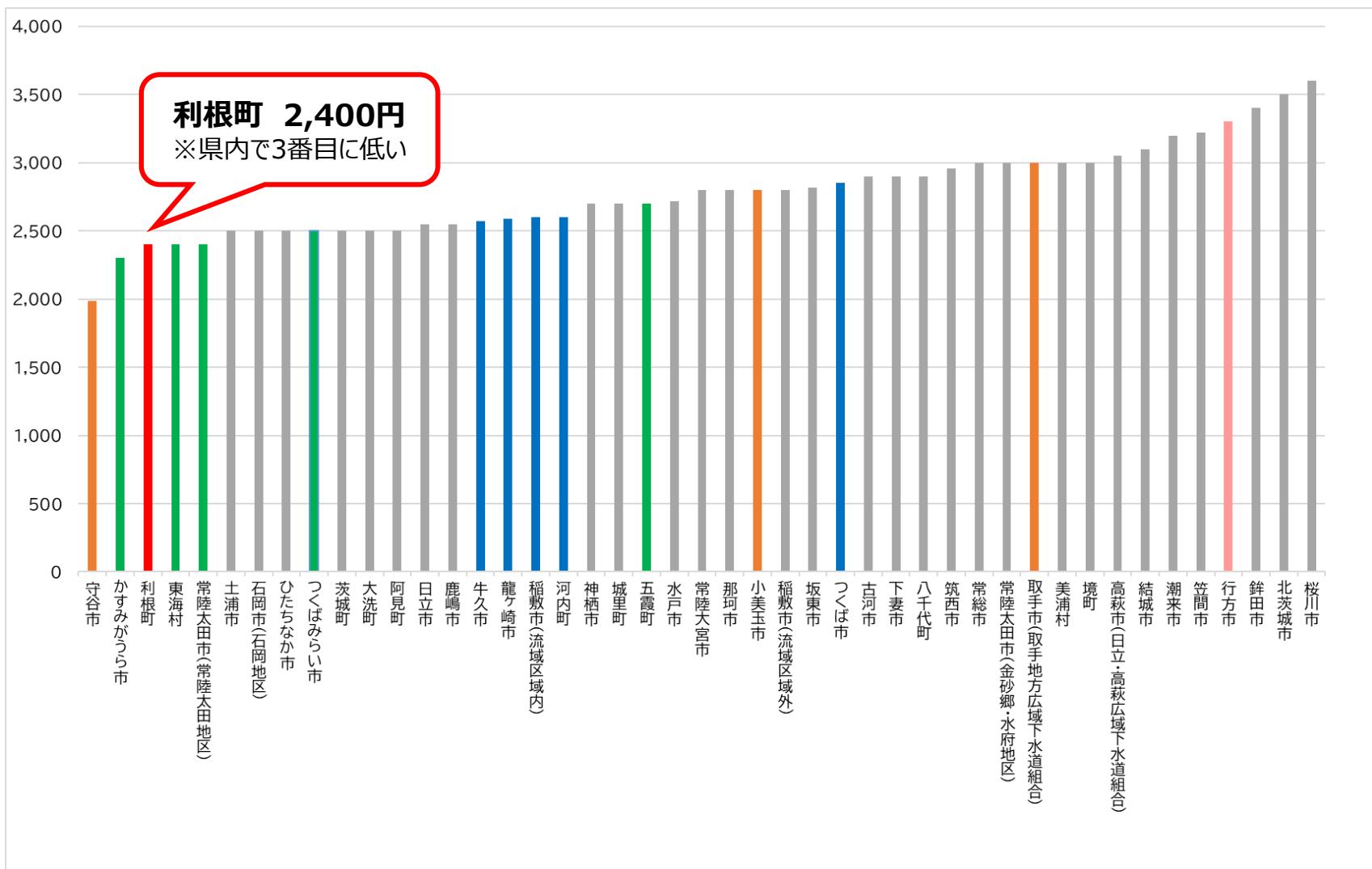
- 当町と同じく基本水量を設定していない5団体と10m<sup>3</sup>未満の使用料を比較すると、当町の方が10m<sup>3</sup>未満の従量使用料単価（120円/m<sup>3</sup>）は高いものの、基本使用料を設定していない分、使用料総額としては当町の方が低くなっています。
- 当町と同じく均一型使用料制を採用している行方市では、基本使用料制を採用しており、1m<sup>3</sup>あたりの従量使用料（170円）も高いため、当町の方が使用料が低くなっています。

## 2 使用料体系について

### 2-10 茨城県内における使用料比較

#### ■ 20m<sup>3</sup>の使用料（1か月あたり・税抜・円）

※ 令和7年6月1日現在  
※ 1自治体内で使用料体系が異なる場合には分けて集計  
※ 工業団地等を主対象にした公共下水道は除く



### 3 使用料適正化の方向性について

#### 3-1 下水道使用料体系見直しの方向性（国土交通省通知）

国土交通省通知（令和2年7月21日）

『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について』より抜粋

##### （3）下水道使用料体系見直しの方向性

下水道使用料体系の設定は、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、各地域における排水需要の実態や下水道事業の実情等を十分に勘案して行うこと。

下水道事業は、固定的費用が大宗を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する基本使用料と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する従量使用料とを組み合わせた二部使用料制を原則とすること。その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。

なお、基本使用料収入の割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ、激変緩和を講ずるなど、適切に対応すること。

また、小口使用者の負担軽減のために、一部の大口使用者に過度な負担を強いることは、景気動向によって有収水量の多寡が大きく左右され、経営の不安定化につながるおそれがあるだけでなく、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

さらに、基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

# 3 使用料適正化の方向性について

## 3-2 使用料適正化の方向性

### (1) 一部使用料制の見直しについて

- 国土交通省通知の中で「二部使用料制を原則とすること」と明記されていること、また、県内自治体においても当町以外は二部使用料制を採用していることに鑑み、現在の一部使用料制を廃止し、基本使用料と従量使用料を組み合わせた二部使用料制を導入する方向で検討する。

### (2) 基本使用料の設定について

- 国土交通省通知においては「今後的人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと」とされている。
- 一方で、当町はこれまで基本使用料を導入してこなかったことから、使用水量区分ごとの使用者分布や使用料算定期間における固定費・変動費の比率等を勘案し、適切な基本使用料を設定する。
- なお、基本使用料の導入により、一部の小口使用者に多大な影響が生じる場合には、必要に応じて激変緩和を講ずることも検討する。

### (3) 従量使用料（累進度）の設定について

- 当町はこれまで均一型使用料制を採用してきたところであるが、大口使用者と小口使用者の公平性確保（※）の観点から、累進使用料制の導入について検討する。  
※下水道施設は汚水の最大処理量を想定して整備されるため、排水量が大量になるほど施設の維持管理費が増加することになる。  
そのため、大口使用者ほど使用料単価を高くすることで、小口使用者と負担の公平性を確保するもの。
- 累進度（最大単価と最低単価の比率）の設定にあたっては、使用水量区分ごとの使用者分布や大口使用者の状況等を勘案し、一部の使用者に過度な負担を強いることがないよう留意する。

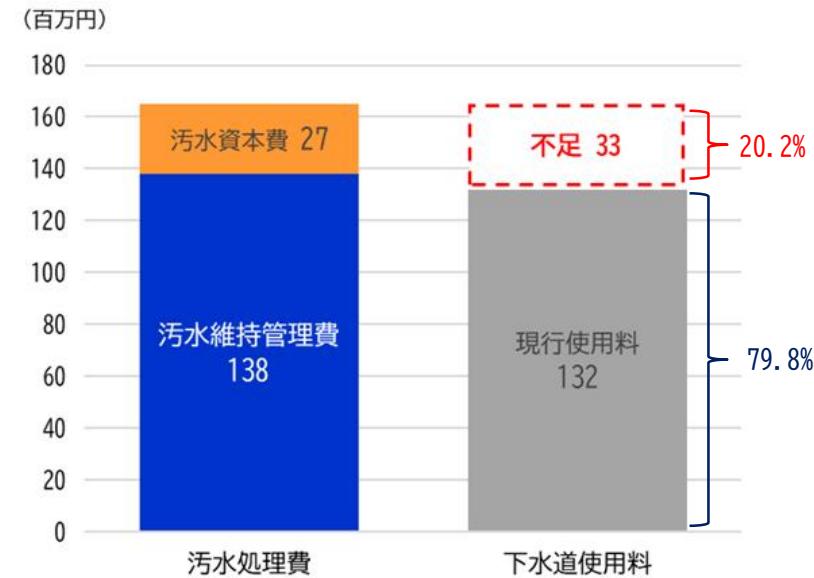
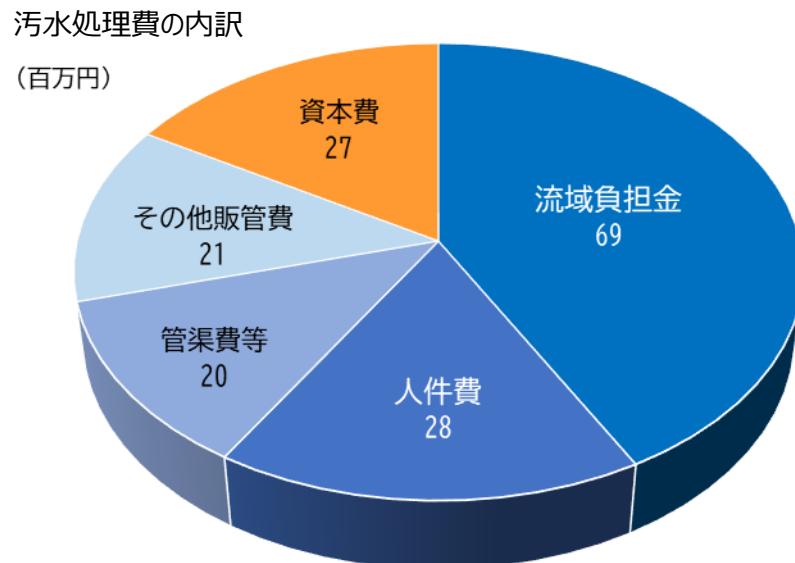
### (4) 基本水量の設定について

- 基本水量の設定については、国土交通省通知の中で「導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい」とされているところ。
- 当町はこれまで基本水量を設定していなかったが、水洗化率の向上による公衆衛生の向上に効果があること、また、県内においても基本水量を設定している団体が依然として多いことから、使用水量区分ごとの使用者分布や基本使用料の導入による小口使用者の負担感等を勘案しながら、基本水量の設定の有無について検討する。

### 3 使用料適正化の方向性について

#### 3-3 使用料改定の算定期間

- 経営戦略の財政計画から、**令和9（2027）年度から令和13（2031）年度の5年間**を使用料改定の算定期間としました。
- 算定期間内の下水道使用料対象経費とは、汚水処理に係る経費のうち、公費負担分を除いた下水道使用料で負担すべき経費のことです。
- 年換算した収支不足額は**3千3百万円**となり、対象経費に対する使用料収入（現行使用料）の割合は79.8%であり、**20.2%の使用料収入が不足**している状況となります。
- 投資・財政計画においては、営業外収益として一般会計繰入金により収支均衡を維持していますが、この収支不足額を使用料改定で解消し適正な使用料とする場合、**改定率25%の使用料改定が必要**となります。（ $120\text{円}/\text{m}^3 \rightarrow 150\text{円}/\text{m}^3$ ）



### 3 使用料適正化の方向性について

#### 3-4 使用料適正化にあたっての留意事項

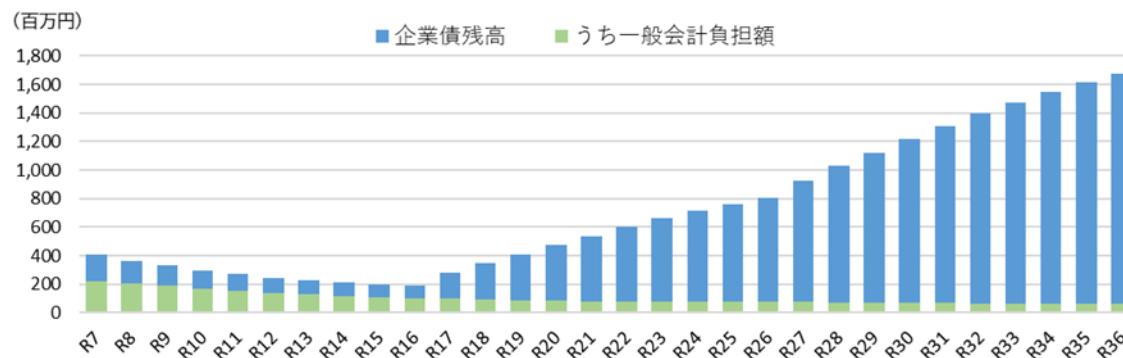
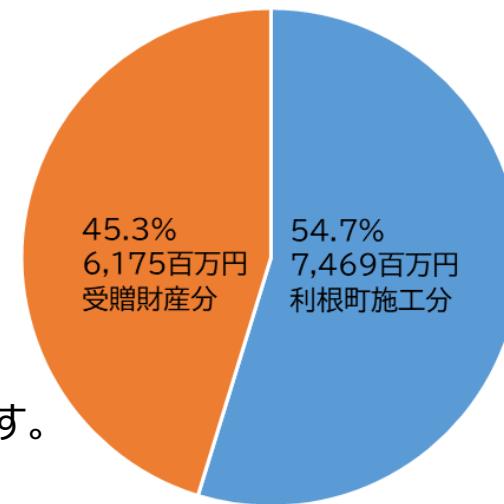
- 使用料の対象となる汚水の有形固定資産の半分近くは受贈財産（※）が占めています。

※受贈財産

民間事業者などが整備した下水道施設について、  
町が譲り受けた（贈与を受けた）もの  
町の支払いが無くて済んでいた資産

- 老朽化した下水道施設の更新  
半分は国の補助金、半分は企業債（借入）を予定しています。  
半分は下水道使用料の対象経費となります。

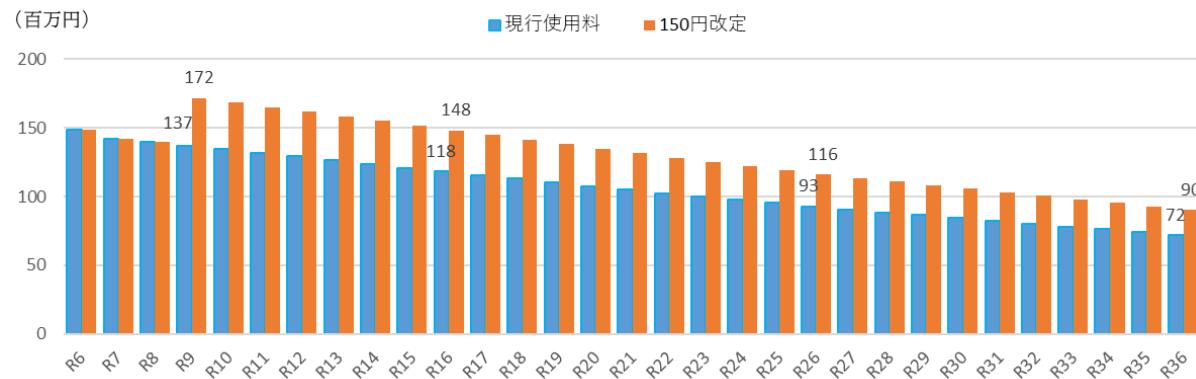
有形固定資産（汚水）  
に占める受贈財産



- 企業債（借入）の残高  
独立採算制の原則、受益者負担の原則の考え方から、下水道使用料により返さなければならない

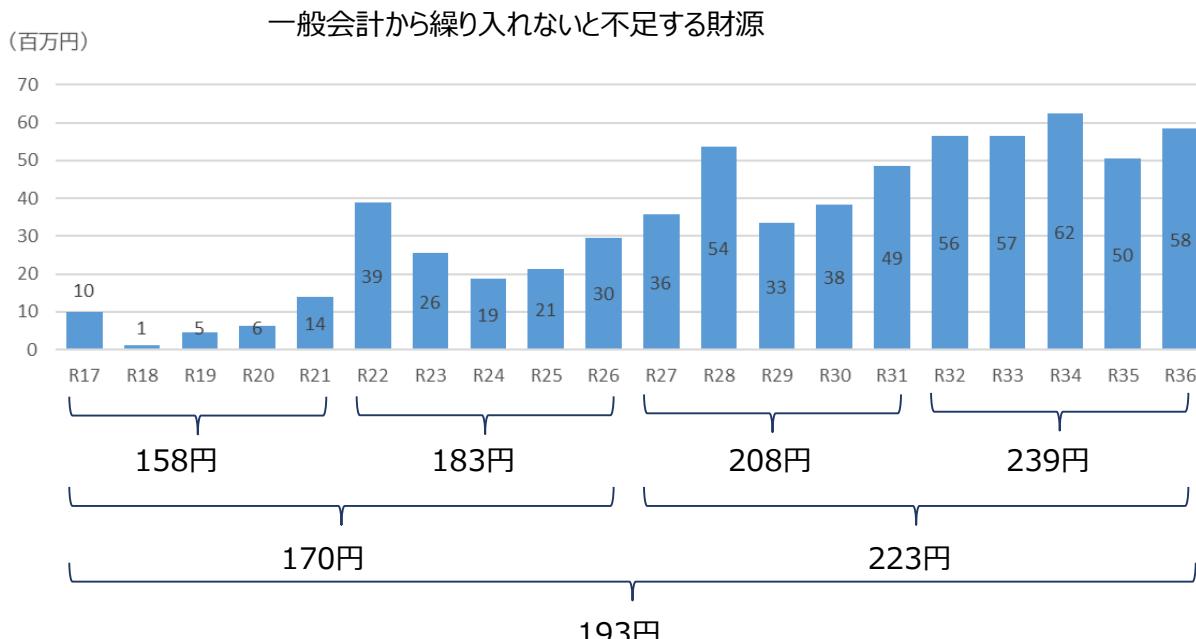
### 3 使用料適正化の方向性について

#### 3-4 使用料適正化にあたっての留意事項



令和16年度から令和36年度までに 6億6千4百万円の財源不足を見込みます。

長期の投資財政計画の試算では、改定率25%(150円)の改定を実施したとしても、人口減少による使用料減少や更新投資による負担増もあり令和16年度から財源が不足する見込みです。



不足する財源を使用料で賄うためには、令和17年度から5年毎の改定

令和17年～ 158円  
令和22年～ 183円  
令和27年～ 208円  
令和32年～ 239円

令和17年度から10年毎の改定

令和17年～ 170円  
令和27年～ 223円

令和17年度から20年毎の改定

令和17年～ 193円

### 3 使用料適正化の方向性について

#### 3-5 下水道使用料対象経費

下水道使用料対象経費は、**需要家費**・**固定費**・**変動費**に分解されます。

##### 需要家費

(例) 県南水道企業団への負担金など

検針及び集金関係費など、需要家（使用者）の存在により発生する費用。

##### 固定費

(例) 人件費・減価償却費など

使用料の多寡に関係なく施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したもの。

##### 変動費

(例) 下水道施設の動力費など

概ね使用量の増減に比例する費用。



『下水道使用料の基本的考え方』（日本下水道協会）によれば、  
需要家費・固定費を**基本使用料**に、変動費を**超過使用料**に配分することとされています。  
当町ではこれまで従量使用料のみを徴収してきたことから、この考え方に基づき、  
**新たに基本使用料を設定する方向で検討します。**

### 3 使用料適正化の方向性について

#### 3-6 使用水量区分ごとの使用者分布（令和6年度実績値）

調定件数で見ると、約4.9%が使用水量が0m<sup>3</sup>の使用者  
⇒ 基本使用料を導入した場合、徴収対象となる可能性

調定件数で見ると、30m<sup>3</sup>までの使用者で84.9%を占める一方で、  
使用水量で見ると、30m<sup>3</sup>までの使用者で70.4%を占めています

水量段階 (m <sup>3</sup> /月)	調定件数		使用水量		使用料 (税抜・円)	対象世帯・ 事業所数	調定1件あたり 使用水量(m <sup>3</sup> )
	件数	割合	水量 (m <sup>3</sup> )	割合			
0	3,511	4.9%	0	0.0%	0	547	0.00
1～5	7,296	10.2%	23,100	1.8%	2,772,000	1,306	3.17
6～10	11,797	16.5%	93,711	7.4%	11,245,320	1,980	7.94
11～20	26,813	37.6%	411,514	32.5%	49,381,680	3,563	15.35
21～30	14,676	20.6%	362,520	28.6%	43,502,400	2,437	24.70
31～40	4,653	6.5%	161,153	12.7%	19,338,360	1,012	34.63
41～50	1,537	2.2%	68,821	5.4%	8,258,520	404	44.78
51～60	511	0.7%	28,090	2.2%	3,370,800	161	54.97
61～70	156	0.2%	10,055	0.8%	1,206,600	70	64.46
71～80	65	0.1%	4,874	0.4%	584,880	37	74.98
81～90	61	0.1%	5,239	0.4%	628,680	20	85.89
91～100	24	0.0%	2,276	0.2%	273,120	13	94.83
101～500	183	0.3%	43,525	3.4%	5,223,000	32	237.84
501～1,000	37	0.1%	25,466	2.0%	3,055,920	8	688.27
1,001～	14	0.0%	25,075	2.0%	3,009,000	2	1,791.07
合計	71,334	100.0%	1,265,419	100.0%	151,850,280	11,592	17.74

### 3 使用料適正化の方向性について

#### 3-7 使用料適正化に向けたスケジュール

- 協議会は今回を含め計4回実施予定。
- 使用料（案）を決定後、協議会から町へ答申書を提出。

年	月	項目	内 容
R7	8月	第1回協議会（8/8）	<ul style="list-style-type: none"><li>・経営戦略の振り返り</li><li>・使用料体系、他団体比較</li><li>・使用料適正化の方向性</li></ul>
	9月	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用料適正化の水準</li></ul>
	11月	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的な使用料体系（案）の提示・協議</li><li>・基本使用料の設定</li><li>・従量使用料の設定（遅増度、水量区分）</li><li>・基本水量の有無</li></ul>
R8	1月	第4回協議会	使用料（案）、答申（案）の決定
		答申	答申書を提出（協議会⇒町）